

26. 船舶油濁損害賠償保障業務の現況

船舶油濁損害賠償保障業務の概要

平成16年4月、我が国沿岸に放置された座礁船の問題等に対処するため「油濁損害賠償保障法」が改正された。新たに「船舶油濁損害賠償保障法」として、タンカー以外の国際総トン数 100トン以上の外航船舶に対しても油濁損害賠償や船体の撤去等に係る費用を補てんする船主責任保険(P&I保険)等への加入が義務付けられた。

なお、油タンカーについては、既に条約に基づく保険義務付けられていた。

これにより、本法施行日である平成17年3月1日以降は無保険の外航船舶は日本への入港が禁止され、船内に保障契約証明書等を備え置くとともに、入港時に地方運輸局等への事前通報が必要となっている。

なお、加入が義務付けられている保障契約に係る保険金額については、平成27年6月8日から船主の責任限度額が1.51倍に引き上げられた。

① 保障契約情報の事前通報

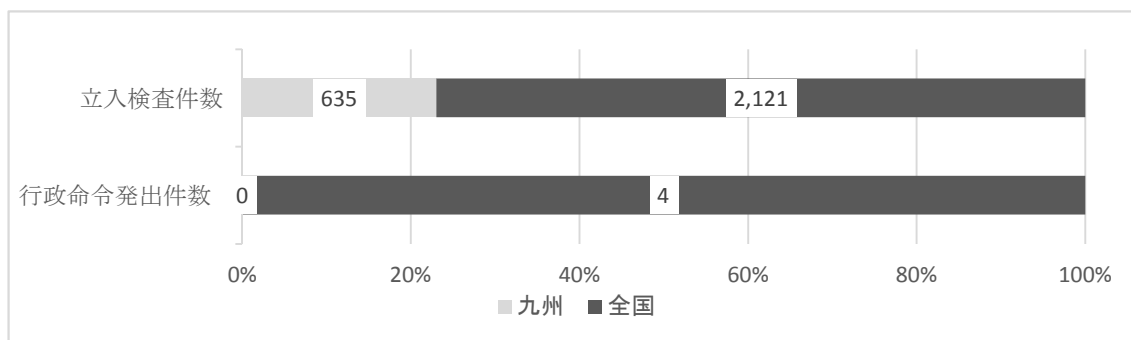
保障契約情報は、船舶油濁損害賠償保障法第41条の2の規定に基づき、国際総トン数100トン以上の一般船舶及び2,000トンを超える油を積載する油タンカーが、本邦以外の地域の港から本邦内の港に入港(瀬戸内海等特定海域の入域を含む)しようとする場合に、前日の正午までに当該港を管轄する地方運輸局等に通報することが船長(船舶所有者等又は代理人が行うことも可)に義務付けられている。

② 保障契約証明書等の備え置き

保障契約証明書は対象船舶が我が国の港に入港する際に船内に備え置いておくことが必要であり、この保障契約証明書は申請に基づき国土交通大臣(油タンカー)又は地方運輸局長等(一般船舶)から交付される。

ただし、国土交通大臣が告示で指定する一定の条件を満足する保険会社との保険契約の場合は、同証明書の代わりに保険契約を証する書面を備え置くことで足りることとなっている。

○平成30年船舶油濁損害賠償保障法に基づく立入検査隻数及び行政命令発出件数



	九州	全国	対全国比(%)
行政命令発出件数	0	4	0.00%
立入検査件数	635	2,121	29.94%